

イノベーション創出のための新たな研究開発法人制度の創設について

平成25年10月4日

文 部 科 学 省

研究開発法人は、民間や大学では取り組み難い課題について、国家戦略として研究開発を実施する機関であり、我が国の成長戦略上、イノベーション創出を担う機関として重要。また、研究開発は、厳しい国際競争の中で世界的な成果が求められる創造的業務であり、長期性、不確実性、予見不可能性、専門性といった、他の業務にはない特性を有するもの。

安倍総理が提唱する「世界で最もイノベーションに適した国」を創り上げるためには、成長戦略に資する行政改革が必要であり、法人の長のリーダーシップによって、研究開発の特性を踏まえた世界標準の法人運営が可能となる、新たな研究開発法人制度の創設が必要である。

※科学技術イノベーション総合戦略（平成25年6月7日閣議決定）

※日本再興戦略～JAPAN is BACK～（平成25年6月14日閣議決定）

※経済財政運営と改革の基本方針（平成25年6月14日閣議決定）

また、新しい研究開発法人制度については、内閣府（科学技術担当）が研究開発の特性を踏まえた運用を行うとともに、厳しい財政状況に鑑み、以下の具体的措置により、一定の投入予算で最大の成果を生む制度とすることが必要。

○制度の第一目的は研究開発成果の最大化

→研究開発は創造的業務であるため、制度の第一目的は、研究開発成果の最大化とし、研究開発の特性を踏まえた制度設計とすることにより、研究開発を効果的に促進

○財政規律の遵守（横串的規律の導入）

→財政規律の遵守や国民への説明責任の観点から、独法の横串的規律を導入（又は研究開発の特性にあわせて導入）

※・主務大臣から中期目標を指示（通則法第29条）

・目標の達成状況を点検（通則法第32条等）

・主務大臣は中期目標期間終了時に全般的見直しを実施（通則法第35条）など

○国家戦略の実施機関

→国家戦略に基づき研究開発を実施する機関であることを制度的に位置づけ、研究開発を重点化。

○国家意思の徹底（主務大臣の要求）

→研究環境や国際競争等の変化に応じた、主務大臣の臨機応変の指示を可能とし、研究開発を効果的に実施

○研究開発を促進する評価

→研究開発の国際水準を踏まえた、総合科学技術会議の評価指針に基づく、専門的な研究評価の実施により、プログラムの見直しを促進

→法人の長のマネジメントを重点的に評価することにより、自発的改革を促進

○国際競争力の高い人材の確保

→世界規模で優秀な研究者の獲得競争が生じているが、我が国においては、むしろ優秀な人材が国外流出しているのが現状。人件費・給与については、予算の範囲内で法人の長の裁量とすることにより国際的頭脳循環に対応

○研究開発の特性を踏まえた制度運用

→独法一律の運用では非効率が発生するため、研究開発の特性を踏まえた、成果最大化に資する制度運用を実施

○対象法人

→新たな研究開発法人制度の対象範囲については、各法人の業務の特性を踏まえた十分な検討が必要

研究開発法人の統廃合について

Ⅰ. 過去の閣議決定についての現時点での考え方について①

○独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針(平成24年1月20日閣議決定)

【物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、科学技術振興機構、理化学研究所及び海洋研究開発機構】

研究開発の特性に応じた制度が構築されることに併せて統合し、研究開発型の成果目標達成法人とする。

<現時点での考え方>

閣議決定を受けて法人との調整を行いながら部内において、統合に向けた準備を開始した。しかし、広範かつ専門性の異なる様々な機能を内包する組織をどのようにガバナンスするかなど、困難な問題について成案を得る前に本年1月に閣議決定により凍結された。

当該検討は、**「類似性の高い業務については、同一の法人で実施する」(独立行政法人改革に関する分科会第2回会合資料より)**という方針を所与の前提として行われ、結果として、閣議決定された統合法人は、巨大で幅広い専門分野とそれぞれの専門分野特有の異なった研究開発手法を同一の組織に内包することになり、**このような巨大かつ多様な組織を適切にガバナンスすることを可能とするにはさらなる検討が必要**である。

また、並行して新たな研究開発法人制度の検討がされているが、当該制度に適合する組織のありようは明らかにされていない。このような状況においては、**新研究開発法人制度の検討の進捗を見つつ改めて検討すべき**ものと考えている。

研究開発法人の統廃合について

Ⅰ. 過去の閣議決定についての現時点での考え方について②

○独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)

海洋研究開発機構と防災科学技術研究所を統合する

<現時点での考え方>

防災科学技術研究所(防災研)と海洋研究開発機構(海洋研)の統合については、第171回通常国会に「独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律案」の一部として提出。**衆議院において、与野党調整の結果、当該統合に関する関係条文が削除**となり、他の部分についての法律は成立した。

閣議決定が行われた平成19年当時と現在を比較すると、東日本大震災を契機とした**海底を震源とする巨大地震に対する発生メカニズムの解明や、観測・研究体制の充実に対する要請、海底下の資源への関心の高まりなど、法人の活動に対する社会的要請が高まり、業容も拡大**してきている。このような状況の中で、法人に課せられている**業務の遂行に支障を来すことなく、さらに行政的効果を拡大させる法人の在り方については、改めて検討が必要**であると考えている。

研究開発法人の統廃合について

II. 文部科学省としての統廃合の考え方について

<検討の方向性>

新たな研究開発法人制度の検討が並行して行われているが、新たな研究開発法人が目的とするグローバルな競争環境の中で優位性を発揮するためには、科学技術イノベーション総合戦略(平成25年6月閣議決定)に示された制度創設や運用改善と、組織改革が相まって進められることが必要とされる。このため、文部科学省としては、新研究開発法人制度創設のための検討と並行して、我が国としての研究開発法人の組織のありようについて関係府省とも調整しつつ、一体となって検討を進めていきたいと考えている。

なお、日本学術振興会は、自ら研究開発業務を行う法人ではなく、研究者の自由な発想に基づく学術研究への助成や優れた若手研究者の養成など、学術の中心である大学等への支援を通じた学術振興を行う法人である。そのため、国家戦略としてイノベーション創出のための研究開発を行う機関とは性格を異にする。